



← ポスト



郷原信郎【長いものには巻かれぬ・権力と戦う弁護士】
@nobuogohara

福永先生に引用ポストしても反応がなく、リプライの中に、「福永先生は、友人とYouTubeライブ中」というコメントがあったので、しばらく、そのライブを見ました（結局、私が起きている間には終わりませんでした）。

その中で、私の今回の告発について話されていて、それについては、今日、リハックの対談でお話しをすればよいのですが、私自身について話されていることの中で明らかな誤りがあったので、その点を指摘しておきます。

①「郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている」

②「郷原弁護士は、ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回も、マスコミの意向に沿って告発して、テレビに出してもらうことが目的だ」

少なくとも、この二つの発言は、明白な誤りであり、名誉毀損にも当たりかねないものです。リハックの対談の前に、以下に述べることを、是非御認識頂きたいと思います。

①については、そもそも、「犯罪ありと思料するときに」告発を行うことは「何人」にとっても権利であり、その告発を行った結果、起訴されたか不起訴に終わったかは、「勝ち負け」ではありません。私は、検察官時代の捜査経験に基づき、検察官に告発状を提出することで、犯罪としての捉え方、証拠の見方、解明すべき点などについても示唆を与えることで、検察官が適切に捜査を行ってくれることを期待して、これまで、何件かの告発を行っています。それは、相当程度検察捜査に貢献しているとの自負があります。

私が過去に行った告発は、(1)長崎県知事選挙の公選法違反事件及び追加告発の公選法違反、政治資金規正法違反、(2)丸川珠代氏の政治資金規正法違反事件、(3)小池百合子氏の公選法違反、そして、今回の斎藤知事の公選法違反の4件です。

(1)については、直近のYahoo!記事【“業務として選挙に関わること”の問題～「長崎県大石知事事件」「兵庫県斎藤知事事件」の比較から考える】
news.yahoo.co.jp/expert/article...

を是非お読みください。

要するに、当初告発の「電話代402万円」の選挙コンサルO氏への支払は、その中にコンサルへの支払が含まれている可能性が高いとする告発で、今回の斎藤知事の件とよく似ていますが、捜査の結果、見立てどおり、100万円近くのコンサルへの報酬分が含まれていたことがわかったものの、O氏が完全黙秘し、彼が選対の選挙運動を仕切っていて、誰がO氏側への支払の決定をしたのか買収の主体が特定できず、時効の関係もあって不起訴に終わったものです。しかし、その告発が契機となって、新たに「2000万円問題」「286万円問題」が発覚し、大石知事も含め、追加告発しており、現在、長崎地検で詰めの捜査が行われています。また、大石知事についても百条委員会の設置が議論されており、窮地に追い込まれています。

(2)の丸川珠代氏の告発は、ブログ記事【「この愚か者めが！」丸川珠代議員への「政治家個人宛寄附」告発の“重大な意味”】
nobuogohara.com/2024/03/31/

に書いているとおり、私は、かねてから検察の裏金事件捜査が「政治資金規正法の大穴」を無視して誤った方向で行われており、それが国民の強烈な不満と政治不信を招いたと主張してきました。正しい方向は、裏金は政治家個人への寄附の禁止規定を適用することで、それによる起訴の可能性の最も高い事案として丸川氏の件を選び、東京地検に告発しました。告発の趣旨のとおり丸川氏を起訴することは、それまでの検察の裏金捜査の誤りを認めることになるので、起訴の可能性はほとんどなく、検察審査会が主戦場になると、当初から考えていました。

この件は、8月末に予想どおり不起訴となり、その後、丸川氏への公開質問状送付などを経て、衆院選での丸川氏の東京7区鞍替え出馬を見届けた上で、検察審査会への申立てを行いました。検察審査会の議決はまだ出ていませんが、衆院選で、私が裏金事件告発のことを前面に打ち出して「丸川氏落選運動」を行ったこともあり、丸川氏は落選しました。

なお、同様に国会議員の不起訴処分を検察審査会への申立てを行ったケースとして、菅原一秀氏の公選法違反事件があり、これは、私が申立代理人と

検索

甲第3号証

関連性の高いアカウント



郷原信郎【長いも...
@nobuogohara

フォロー

「組織が社会の要請に応えること」としてのコンプライアンスの視点で、組織の在り方を考えます。検察での実務経験に基づき刑事事件についてもコメントします。the Letter 郷原信郎の「世の中間違って！」で全ての発信をお知らせしています。
nobuogohara.theletter.jp

「いま」を見つけよう



From the Desk of Anthony Pompliano
ライブ

政治・トレンド

選挙対策

15,004件のポスト

アメリカ合衆国のトレンド

#Lazarus

1,713件のポスト

トレンド

取材不足

エンターテインメント・トレンド

松本人志

21,969件のポスト

さらに表示

利用規約 | プライバシーポリシー | Cookieのポリシー |

アクセシビリティ | 広告情報 | もっと見る...

© 2025 X Corp.

メッセージ





なったケースで、検察の不起訴処分に対して、起訴相当議決が出て、菅原氏は起訴が確定となって、議員辞職し、その後、略式命令が出て公民権停止となりました。その停止期間が明けて、今回の衆院選東京9区に出馬しましたが、全く反省の態度のない菅原氏の落選運動を行い、公選法違反の内容など真実を訴えたこともあり、菅原氏は落選しました。

(3)は、私がこれまで行ってきた小池百合子批判、カイロ大学卒業学歴詐称疑惑追及の一環として、今年7月の都知事選での小池氏落選運動を行い、その最終段階で、小池氏が露骨に公務を選挙に利用する中で行った「ライブ中継の都知事定例会見」で、自己の選挙運動をアピールする発言を行ったことを、「公務員の地位利用による選挙運動」ととらえて公選法違反で告発したものです。この告発状については、東京地検に確認したところ、「告発状を預かったまま、捜査中」とのことです。東京地検では、告発状について正式な受理手続はとらず、そのまま捜査を行い、起訴不起訴の処分が決まった時点で、告発を受理した上で刑事処分を行い、告発人に通知する、という取扱いにしているとのこと。

ということで、今回の斎藤知事告発までに行った3回の告発で、最終的に決着しているものはありません。そもそも「勝ち負け」の問題ではありませんが、告発した事件が処罰されない決着になるという意味での「負け」は一件もありません。「郷原弁護士は多数の告発をやってほとんど負けている」というのは、明らかに事実と反します。

むしろ、私は、政治家にとって、「敵に回した時に最も怖い弁護士」と思われているはずです。

また、刑事弁護に関して言えば、私は、事務所の名前のとおり、コンプライアンスを専門としており、刑事弁護の担当件数は僅かですが、美濃加茂市長事件、青梅談合事件、五輪談合事件などでの刑事法廷での戦いも行い、「検察と戦う弁護士」として活動してきました。被疑者段階から無罪主張事件の弁護の件数は、全部で5件、2件が不起訴（最近では、9月に羽賀研二とともに逮捕された日本司法処理連合会副会長の不正登記事件が、昨日不起訴）、2件が一審無罪、一審有罪のまま確定した事件は1件だけです。刑事弁護の実績としても「負けてばかりいる」ということは全くありません。

もう一つの⑨の発言は、明らかに事実と反し、私にとって全く正反対の事実であり、到底許容し難いものです。

私は、「検察OBの弁護士」ではありますが、多くの検察OB弁護士とは異なり、陸山会事件、カルロス・ゴーン事件など、主に特捜事件について、特捜検察批判の急先鋒として発言・発信してきました。そのために、検察、とりわけ特捜系検察幹部には反感を持つ人も多く、そういう検察に配慮する地上波テレビには敬遠されており、「ヤメ検弁護士」としての地上波テレビへの出演は、ほとんど皆無です。最近では、テレビ出演は、BS朝日の田原総一郎氏の激論クロスファイアにごくたまに出演する程度です。頻繁にテレビに登場し、基本的に検察の意向に沿う論評をする検事同期の若狭勝弁護士などと私とは、検察に対するスタンスも発言内容も全く違いますので、その違いを認識して発言して頂きたいと思います。

このポストは表示できません。

最終更新 午前10:13・2024年12月7日・52.3万 件の表示

235

503

1,586

127



メッセージ

